

柏崎市立児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル実施に係る質問及び回答

令和8（2026）年10月8日

1 本書内の省略表記

正式名称	省略表記
柏崎市立児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル実施要領	実施要領
柏崎市立児童クラブ運営業務委託仕様書兼要求水準書	仕様書

2 質問及び回答

連番	資料	該当ページ 該当項目	質問・回答
質問1	実施要領	P4 6-(4)-ウ-（ウ）	見積書の積算の考え方として、人件費等『3年間同額の単価で算出』と『上昇分を見越し、傾斜をかける』どちらで検討されておりますでしょうか。
回答1			人件費は、委託契約期間中の賃金水準を正確に見込むことができないため、令和9（2027）年度時点（見込）の賃金水準で3年間一律での積算を想定しています。ただし、定期昇給がある場合は、定期昇給分を見込んで見積額を積算してください。 なお、最低賃金上昇に伴う人件費改定にあたっては、変更契約の協議となりますが、仕様書P12「20 委託料の精算」における不用額見込を含めて積算いただき、協議することとなります。 この際、「年度途中において増額変更した額」を、「年度末に減額精算する額」が上回ることはないよう、精査していただいた上で、協議していただく必要があります。

質問 2	仕様書	P5 6	平日午後 1 時 30 分から午後 6 時 30 分までの開設時間となっておりますが、児童の退室が早い場合、午後 6 時 30 分前に閉所されるような運営をされておりますでしょうか。
回答 2			原則として、児童の退室が早い場合であっても午後 6 時 30 分閉所としています。
質問 3	仕様書	P6 8-(1)-エ- (ウ)	常備している品目をご教示いただきたい。
回答 3			一般的な応急手当セット、懐中電灯などです。
質問 4	仕様書	P7 8-(1)-カ	これまでに配慮が必要な児童を受入れてきた実績を直近 2 年程度、各クラブの在籍人数を可能であればご教示いただきたい。
回答 4			配慮が必要な児童数については、全クラブ合計で約 50 人です。なお、個々の児童のプライバシーに配慮する必要があることから、児童クラブごとの人数を公開情報としてお伝えすることはできません。
質問 5	仕様書	P7 8-(1)-コ	現在おやつを提供している施設をご教示いただきたい。また可能であれば頻度・おやつの種類(提供を禁止しているもの等)・費用もあわせてご教示いただきたい。
回答 5			3 単位のクラブにて、週 3 回又は月 1 回おやつを提供しています。児童クラブ名は、各保護者会への確認が必要であるため、現時点では公開情報としてお伝えすることはできません。 なお、おやつ提供の有無や頻度は、保護者会と当該クラブの協議により決定するものであるため、おやつを提供する児童クラブ数が今後増減する場合があります。 また、市として提供を禁止しているおやつはありません。

質問 6	仕様書	P8 8-(2)-ウ	保護者会運営事務について ①現在保護者会の運営を実施している施設をご教示いただきたい。 ②会費の徴収、消耗品等の購入とありますが、会計管理(通帳、印鑑等)も行うのでしょうか。 ③各クラブの保護者会の会費はいくらでしょうか。また使用目的は、おやつ代・備品購入費以外にございますか。(イベント開催費等にもあてておりますでしょうか。) ④会費は現金徴収でしょうか。その場合の収納方法はどのようなご対応でしょうか。
回答 6			①全クラブです。 ②お見込みのとおりです。 ③会費はクラブによって異なります(8月以外:月額500円~1,500円、8月:月額1,000円~3,000円)。イベント開催費、工作材料費、図書費等に充てています。 ④現時点では全て現金徴収です。収納方法の一例としては、納付状況を確認できる往復封筒を使用し、毎月の定例日にクラブと保護者との間で受け渡しを行っています。
質問 7	仕様書	P9 8-(3)-オ	現在運営実施施設は学校内が多いと把握しております。児童クラブ側が依頼したごみ収集車が学校施設内に入る許可を得ているという認識でよろしいでしょうか。現状の運営をご教示いただきたい。
回答 7			児童クラブ側がごみ収集車を手配することはありません。児童クラブ内のごみは少量であるため、主に本業務受託者の事務局が回収し、廃棄しています。
質問 8	仕様書	P9 9	この度の公開プロポーザルに際して、現運営者からの引継ぎに關しての強い想いを感しました。円滑な引継ぎの実施に努めたく、現状配置されている常勤職員の勤務時間をご教示いただきたい。

回答 8			現在の勤務時間等については、受託事業者決定後の引継ぎの際に、必要な情報をお伝えすることとなります。
質問 9	仕様書	P9 9-(2)	新潟県柏崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 10 条第 3 項に記載がある(1)～(10)をお持ちの方を新規で採用し、当該年度は放課後児童支援員として配置できるという認識でよろしいでしょうか。また年度中に研修を修了予定とありますが、採用が研修実施後の場合、次年度の研修受講とし、その間は放課後児童支援員として配置することが可能でしょうか。(放課後児童支援員認定資格研修の受講予定者について、資格取得までの期間における配置上の取扱いをご教示いただきたい。)
回答 9			(1)～(10)のいずれかに該当する方で、かつ、当該年度中に研修を修了することを予定している方は、放課後児童支援員として配置できます。 次年度に研修受講予定となる場合は、放課後児童支援員としては配置できませんが、児童クラブ補助員として配置できます。
質問 10	仕様書	P10 12	現状引継ぎに際して必要と想定される備品・消耗品はございますか。また「契約の終了においては、供用をうけた施設、物品及び資料等を遅滞なく市に返還しなければならない。」とありますが、①契約前に購入した物品等にもかかるでしょうか。②現状の備品リスト一覧をご教示いただきたい。
回答 10			①支援員用の通信機器類が想定されます。契約締結は令和 8（2026）年 12 月 25 日を予定しているため、契約前の物品購入は想定していません。 ②現状の備品については、各児童クラブの状況に応じて整備しているため、また、簡易なものが多数であるため、備品リスト一覧の提示は控えさせていただきます。

質問 11	仕様書	P12 20	①精算対象は以下でお間違いないでしょうか。 ・事務局員 ・ブロック支援員 ・主任放課後児童支援員、放課後児童支援員、補助員 ②想定人員配置から勤怠実績報告による精算という認識でよろしいでしょうか。
回答 11			①それらの人件費に加え、消費税及び地方消費税を精算する場合があります。なお、ここでいう消費税及び地方消費税の精算とは、常時利用する児童数が当初の予定と異なり、20 人未満となった場合に行うものをいいます。 ②お見込みのとおりです。想定人員配置に基づく費用について、勤怠実績により精算します。なお、ブロック支援員を事務局職員が担った場合も同様に精算の対象となります。したがって、精算時に同一の人件費の実績を二重に計上することはできません。
質問 12	－	－	各児童クラブではこれまでに継続的に行われているイベント等ございますでしょうか。頻度や内容をご教示いただきたい。
回答 12			児童クラブによるため、また、各受託者の創意工夫によるものであり、今回の提案内容に影響するためお答えできません。
質問 13	－	－	学校イベント、町内会、地域イベント等の参加状況についてご教示いただきたい。
回答 13			小学校の避難訓練や一斉清掃作業などに参加する場合があります。
質問 14	－	－	土曜日の集約運営について、令和 8 年度の集約先ごとの平均利用人数、最大利用人数及び職員配置実績をご教示いただきたい。

回答 14			利用実績の詳細は、受託者決定後の引継ぎの際に、必要な情報をお伝えすることとなります。今回の提案（見積）に際しては、仕様書に定める人員の水準を満たすように積算してください。
質問 15	－	－	委託料の支払い方法について、前払いまたは後払いの別、支払回数（毎月、四半期、半期または年払い等）、請求締日及び支払日をご教示ください。あわせて、人件費実績精算分の請求・支払時期もご教示いただきたい。
回答 15			今年度の契約では、毎月の後払いとし、請求書は翌月 5 日までに提出、支払日は翌月 15 日頃としています。人件費実績精算の請求・支払時期も同様ですが、それに向けて、2 月に最新の見込値を、3 月中旬に最終的な見込値を提出していただく予定です。 なお、これらの内容については、来年度の契約締結に向けて受託候補者と協議し、委託者・受託者双方にとって負担の少ないスケジュールに変更する場合があります。
質問 16	－	－	円滑な事業引き継ぎと積算の為に以下の項目をご教示いただきたい。 ①令和 7・8 年度の各施設シフト表、施設内総労働時間（平日、土曜、各月単位）が確認できるもの。 ②施設ごとの在籍人数、事務局職員の在籍人数について。 ③各児童クラブにおける、平日・土曜日・学校休業期間ごとの定員に対する 1 日平均利用率。
回答 16			①～③については、受託者決定後の引継ぎの際に、必要な情報をお伝えすることとなります。今回の提案（見積）に際しては、仕様書の水準を満たすよう、各事業者が工夫の上、必要な実人員数等を検討してください。